

岡山県総合グラウンド個別業務仕様書

目 次

第 1	保守点検業務等仕様書	1
第 2	植栽管理業務仕様書	10
第 3	清掃管理業務等仕様書	11
第 4	運動施設管理業務仕様書	12
第 5	駐車場管理業務仕様書	16

第1 保守点検業務等仕様書

1 共通

(1) 中央監視室での集中管理

岡山県総合グラウンド（以下「総合グラウンド」という。）内の陸上競技場をはじめ、野球場、体育館等すべての施設の電気、機械、通信等の設備は、陸上競技場内にある中央監視室で、CRT（PC端末）による集中管理方式により、管理・運営を行っている。

このため、総合グラウンド内での大会や競技会、イベント等の行事を安全かつ支障なく行い得るよう、これらの設備の常時監視、運転、点検、保守、操作等の業務を継続的、効率的に遂行するものとする。なお、この際、電気事業法、電気工事士法、消防法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等関係規程を遵守すること。

ア 管理時間

毎日8時から24時まで

イ 対象設備及び勤務形態等

① 業務対象設備

- ・岡山県総合グラウンド内各施設

② 勤務体制

- ・勤務は原則、昼間（8:00～17:00）／夜間（17:00～24:00）の2交代制
- ・昼間及び夜間に次の資格要件を満たす電気技術者を各1名配置するものとする。ただし、競技会等により増員又は時間延長が必要な場合は、電気技術者の増員を図るものとする。

○資格要件

電気事業法第44条第1項に規定する第3種電気主任技術者免状以上の交付を受けている者

ウ 業務の内容

① 運転監視業務

- ・中央監視室での監視、操作及び記録
- ・各設備の運転及び動作状況の監視
- ・各設備の操作及び記録
- ・設備運用状況の把握、分析

② 巡視点検

- ・各種設備機器の運転及び動作状況の巡視点検
- ・各種設備機器の故障、異常の予防

③ 週間点検

- ・各種設備機器の運転及び動作状況の週間点検
- ・各種設備機器の故障、異常の予防

④ 月間点検

- ・各種設備機器の運転及び動作状況の月間点検

⑤ 保守業務

- ・各種設備機器等に故障又は異常を発見した場合は、それに起因する事故を防止するため、必要な処置を行う。
- ・各設備機器等の消耗品の取替（照明器具の球取替等を含む。）
- ・緊急の場合、点検、保守、軽微な修理等を行う。

⑥ 園内巡視点検

- ・夜間に勤務する電気技術者は、20時以降24時までの間、園内の屋外キュービクル、外灯、屋外便所照明等の電気設備の巡視点検を行う。

⑦ その他付随業務

- ・関係図面、図書類の整備・保管
- ・各種記録書類の整備・保管及び消耗品・予備品の在庫管理

(2) 建築物点検

陸上競技場、体育館、野球場事務所本館について、建築基準法第12条による特定建築物にかかる定期点検を行うこと。

ア 点検箇所

① 建築物

敷地及び地盤、建築物の外部、屋上及び屋根、建築物の内部、避難施設等、特定膜

構造物等

- ② 建築設備
換気設備、給水設備、非常用照明及び排水設備等
- ③ 防火設備
防火扉、防火シャッター

イ 点検内容

- ・ 3年に1回（令和6年度実施済）
- ・ 建築設備、防火設備については1年ごとに実施
- ・ 有資格者（一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者）により実施すること。

ウ 自主点検

総合グラウンドクラブについては、建築基準法第12条に基づいた定期点検に準じた自主点検を行うこと。

(3) 園内各施設消防設備

野球場、グラウンドクラブ、水泳場、弓道場、庭球場の消防用設備について、消防法第17条及び第17条の3の3並びに消防法施行規則第31条の6の規定による保守点検を行うとともに、消防法第8条の2の2による防火対象物点検報告制度（以下「防火対象物点検報告制度」という。）に基づく点検を行う。

ア 機器仕様

- ・ 自動火災報知設備、非常警報装置、非常用放送設備、誘導灯及び誘導標識、防排煙設備、屋内消火栓設備、消火器、非常電源設備（自家発・蓄電池）等

イ 点検内容

- ・ 年間2回（上期及び下期）の点検（下期は総合点検）を行う。
- ・ 防火対象物点検報告制度に基づく点検を行う。

(4) 園内各施設電気設備

総合グラウンド内各施設（陸上競技場を除く。）について、電気事業法第42条第1項の規定に基づき定めた保安規程（以下「保安規程」という。）に基づく保守点検を実施する。

ア 機器仕様

- ① 野球場
 - ・ 受電設備容量 410kVA
 - ・ 高圧配電盤 6面
 - ・ 低圧配電盤 1面
 - ・ 直流電源装置 1面
 - ・ 低圧分電盤 8面
 - ・ ナイター照明設備 照明塔：6基 照明灯具 116灯
- ② 体育館
 - ・ 受電設備容量 1200kVA
 - ・ 高圧配電盤 2面
 - ・ 低圧配電盤 5面
 - ・ 直流電源装置 1面
 - ・ アリーナ照明灯 120灯
 - ・ 非常用自家発電設備 200kVA
 - ・ 太陽光発電設備 10kW

(5) 監視用カメラ（ＩＴＶ）設備

陸上競技場、野球場、水泳場、庭球場及び園内各所の監視用カメラ（ＩＴＶ）設備の機能を維持するため精密点検を実施する。

ア 機器仕様

- a 陸上競技場設備（園内施設監視系含む）
 - ・ ＩＴＶ架 6台
 - ・ モニター 11台（内モニターＰＣ 6台）
 - ・ カメラ 44台
- b 補助陸上競技場設備
 - ・ ＩＴＶ架 1台
 - ・ モニター 1台
 - ・ カメラ 3台
- c 体育館設備
 - ・ ＩＴＶ架 1台
 - ・ モニター 6台
 - ・ カメラ 20台

- d 野球場設備
- | | | | |
|-----------|-----|-------|-----|
| ・ I T V 架 | 1 台 | ・ カメラ | 8 台 |
| ・ モニター | 2 台 | | |
- e 水泳場設備
- | | | | |
|-----------|-----|-------|-----|
| ・ I T V 架 | 1 台 | ・ カメラ | 2 台 |
| ・ モニター | 1 台 | | |
- f 南庭球場設備
- | | | | |
|-----------|-----|-------|-----|
| ・ I T V 架 | 1 台 | ・ カメラ | 4 台 |
| ・ モニター | 1 台 | | |
- イ 点検内容
- 設備の動作状況の確認、ラスターの確認と振幅・歪みの調整、フォーカス（ピント）調整及びシャープネス調整、色の濃さ・色合い・明るさ確認調整、レンズの清掃等を年間 1 回実施する。

2 陸上競技場関係

(1) 消防設備

消防法第 17 条及び第 17 条の 3 の 3 並びに消防法施行規則第 31 条の 6 の規定による保守点検を行うとともに、防火対象物点検報告制度に基づく点検業務を行う。

ア 機器仕様

- ・ R 型自動火災報知設備、非常用放送設備、誘導灯及び誘導標識、非常灯、防排煙設備、ガス漏れ警報設備、スプリンクラー設備、消火器、パッケージ型消火設備、非常電源設備（自家発・直流電源盤）等

イ 点検内容

- ・ 年間 2 回（上期及び下期）の点検（下期は総合点検）を行う。
- ・ 防火対象物点検報告制度に基づく点検を行う。

(2) 受変電設備

ア 機器仕様

- ・ 受電設備容量 2 5 0 0 k V A
- ・ 自家用発電機 3 0 0 k V A 2 基
- ・ 高圧配電盤 7 面
- ・ 低圧配電盤 1 5 面
- ・ 直流電源装置 2 面
- ・ 低圧分電盤 7 0 面
- ・ ナイター照明設備

メインスタンド	2 7 9 灯
バック照明塔	2 5 2 灯

イ 点検内容

保安規定に基づく保守点検を実施する。また、ナイター照明の照度測定を、年間 1 回実施する。

(3) 非常用放送設備

非常用放送設備の精密点検等を実施する。

ア 機器仕様

- ・ 非常用放送架： 1 式
- ・ 非常電源ユニット： 1 式
- ・ スピーカー： 2 2 1 台

イ 点検内容

非常用放送設備の動作状態、内部状況の確認、絶縁抵抗測定、スピーカーの音圧測定、総合動作試験等を年間 1 回実施する。

(4) 大型映像設備

陸上競技場で使用している大型映像設備は、スポーツ競技等の映像・競技データ等を表示部に表示し、情報を提供する設備である。使用中に故障等のトラブルが発生すると競技大会等の進行に重大な支障があるため、機器を常に良好な状態に保つための精密点検及び障害発生時に備えたメンテナンスを実施する契約を専門業者と締結する。

ア 機器仕様

- a 表示部
 - ・発光素子：SMD 3 in 1 型 高輝度フルカラーLED
 - ・画面寸法：縦8.64m／横16.32m
 - ・解像度：縦540×横1020
 - ・画面輝度：5500cd／m²以上
- b 映像送出設備
 - ・映像表示機能：実写映像表示／動画表示／テレビ放送／収録／外部入力映像
 - ・静止画表示機能：静止画表示／文字図形表示／スポーツ競技データ
- c 簡易操作機能
 - ・動画表示、リモコンカメラ操作等の簡易操作を行う。
- イ 点検内容

映像装置及び各機器等の精密点検を年間1回実施する。
- ウ 障害発生時の対応

障害発生時に備えて、随時障害発生受付対応を行うとともに、障害復旧を行うこと。
- (5) 昇降機設備

建築基準法第8条（維持保全）に基づき、昇降機2台を常に良好な状態に保つため、保守点検を行う。
- ア 機器仕様
 - ・製作：株式会社日立製作所
 - ・機種名：アーバンエース
 - ・機種：インバータ制御ロープ式エレベーター 2基
 - ・定格積載質量／定員：900kg／13人
- イ 点検内容

建築基準法、昇降機の維持及び運行の管理に関する指針（平成5年6月30日住防発第17号）及び昇降機検査標準（JIS A4302）に定めるところにより、保守点検を行う。
- ウ 遠隔監視

機器を24時間遠隔監視し、異常を検出した場合は、直ちに専門職員等を出動させ、対策を実施すること。また、かご内呼び出し電話の対応を、遠隔にて24時間実施し、呼び出しに対し、直ちに専門職員等を出動させ、対策を実施すること。
- (6) 発電機設備

常用発電機の機能を良好な状態で維持するため、年間1回の保守点検を実施する。
- ア 機器仕様
 - a 直列水冷4サイクル6気筒ディーゼルエンジン：2基
 - ・定格出力：267kW（363PS）
 - ・始動方式：電気始動（セルモーター式）
 - b 発電機：2基
 - ・出力：300kVA
 - ・電圧：6600V
 - c 発電機制御盤：1式
 - d 制御用直流電源装置：2式
 - ・シール形鉛蓄電池
 - ・始動用直流電源装置
- イ 点検内容

保安規程、消防法及び消防法施行令に基づき、年間1回の保守点検を実施する。また大気汚染防止法に基づくばい煙測定を、年間2回実施する。
- (7) 照明制御盤

ナイター照明使用時の点灯パターンを制御している設備である。使用中に故障等のトラブルが発生すると競技大会等の進行に重大な支障があるため、機器を常に良好な状態に保つための精密点検を行う。
- ア 機器仕様
 - ・ナイター照明制御盤：1式
 - ・各制御用端末器：58台
 - ・光変換器：6台 等
- イ 点検内容

- ・照明制御盤の動作状態、内部状況の確認、絶縁抵抗測定、総合動作試験を年間 1 回実施する。

(8) 中央監視設備

中央監視設備は、総合グラウンド内各施設の高圧受配電設備、ナイター照明設備、衛生設備、防災設備、非常呼出設備、園内外灯設備等の統合監視・制御を行っている重要な設備である。故障等のトラブルが発生すると競技大会等の進行に重大な支障があるため、機器を常に良好な状態に保つための精密点検及び障害発生時に備えたメンテナンスを実施する契約を専門業者と締結する。

ア 機器仕様

- a 中央処理装置：3 式
 - ・CPU：Intel (R) Core i3-9100 (3.6GHz)
 - ・キャッシュメモリー：6 M
 - ・主記憶容量：4GB
- b 通信制御装置：7 台
 - ・CPU：32 ビット
 - ・メモリ（停電保証付）：ROM2MB／RAM3MB
 - ・中央側伝送方式 時分割多重伝送方式
 - ・管理点数：最大 1000 点／電気 B-BC
- c リモートステーション：5 面
 - ・ローカル伝送方式：時分割多重伝送方式
：伝送速度 10 k bps
- d 端末器：1 5 3 台 1 3 種類
 - ・端末器伝送方式：時分割多重伝送方式
：伝送速度 10 k bps

イ 点検内容

監視設備の動作状態の確認、通信制御装置、伝送端末装置等の内部点検及び総合動作試験等を年間 1 回実施する。

(9) 競技用測定器

競技用測定機器は、陸上競技の記録測定に使用する機器であり、競技の公式記録に関わる重要なものである。使用中に故障等のトラブルが発生すると競技大会等の進行に重大な支障があるため、機器を常に良好な状態に保つための精密点検及び障害発生時に備えたメンテナンスを実施する契約を、専門業者と締結する。

ア 機器仕様

- ・写真判定装置：2 式
- ・スタート発信装置：1 式
- ・デジタル風速計：6 式
- ・光波距離測定装置：2 式
- ・ハードル：1 0 4 台
- ・槍：1 0 3 本等

イ 点検内容

- ・写真判定装置及び各機器のオーバーホールを工場で実施する。また、現場作業にて各機器の動作状況確認、内部の状況確認、伝送ラインの絶縁抵抗測定、総合動作試験等を年間 1 回実施する。

ウ 障害発生時の対応

競技用測定機器の障害発生時に備えて、復旧体制を整える。

(10) 競技用放送設備

競技用放送設備は、陸上競技場での競技大会等開催時のアナウンス、BGM等の放送を行う設備である。使用中に故障等のトラブルが発生すると競技大会等の進行に重大な支障があるため、機器を常に良好な状態に保つための精密点検及び障害発生時に備えたメンテナンスを実施する契約を、専門業者と締結する。

ア 機器仕様

- ・音声調整卓：1 式
- ・入力パッチ架：1 式
- ・出力調整架、電力増幅架：1 式

- ・フィールド向スピーカー：29台
 - イ 点検内容
 - ・競技用放送設備の拡声状態及び各機器の内部状況の確認、デジタルマルチプロセッサの設定内容の確認、総合動作試験等を年間1回実施する。
 - ウ 障害発生時の対応
 - ・競技用放送設備の障害発生時に備えて、復旧体制を整える。
 - (11) 電話交換機

電話交換機の機能を良好な状態で維持するため、年間を通し故障に対応するとともに、保守点検を実施する。

 - ア 機器仕様
 - a 電話主装置(NEC Aspire WX)
 - ・基本モジュール：IP8D-3KSU-B1 1式
 - ・拡張モジュール：IP8D-3KSU-E1 1式
 - ・増設架用通信ユニット(基本)：IP8D-EXIFU-B1 1式
 - ・増設架用通信ユニット(増設)：IP8D-EXIFU-E1 1式
 - b バックアップ電源装置
 - ・長時間バックアップバッテリーボックス：IP3WW-LARGE BATT BOX 1式
 - ・長寿命バッテリーセット：IP8D-LARGE BATT SET(L)
 - c 電話機
 - ・デジタル多機能電話機：DTK-24D-1D(WH) 29台
 - ・デジタル多機能電話機：DTZ-24PD-2D(WH) 2台
 - ・アナログ一般電話機：DT210(DTL-1-1D(WH)) 32台
 - ・アナログ一般電話機：EP-PHONE 47台
 - イ 点検内容
 - ・24時間365日の保守体制を確保し、常時の障害メンテナンスを実施する。
 - ・月1回 現場作業による電話交換機の機能動作確認及び内部点検を実施する。
- (12) 空調設備

空調設備の機器保全のため、空冷ガスヒートポンプ室外機及び室内機、全熱交換器、除湿器等の自動制御装置の保守点検及び各機器のフィルター清掃を実施する。

- ア 機器仕様
 - ・空冷ガスヒートポンプエアコン室外機：27台
 - 室内機：113台
 - ・全熱交換器：54台
 - ・除湿器：1台
 - ・自動制御設備：1式 等
- イ 点検内容
 - ・年間2回(夏季シーズンイン及び冬季シーズンイン)各機器の動作確認及び内部点検、室内機のフィルター清掃を実施する。
- (13) 給排水設備

給排水衛生機器保全のため、ポンプ類(加圧給水ポンプユニット、散水ポンプ、汚水ポンプ、雨水濾過装置)の定期保守点検を実施する。

- ア 機器仕様
 - ・加圧給水ユニット(飲料用)：1式
 - ・加圧給水ユニット(雑用)：1式
 - ・散水ポンプユニット：1式
 - ・雨水濾過装置：1式 等
- イ 点検内容
 - ・各機器の動作確認及び絶縁抵抗測定、内部点検等を年間1回実施する。
- (14) 建築物環境衛生管理

建築物における衛生的環境の確保に関する法律の規定により実施する。

- ア 空気環境測定・・・6回/年
- イ 貯水槽の清掃・・・1回/年
- 機器仕様
 - ・受水槽寸法 : W3.5m×L1.0m×H3.5m : 1槽

- ・有効容量 : W3.5m×L2.5m×H3.5m : 2槽
 - ウ 水質検査 : 50 m³ (3槽合計)
 - エ 残留塩素測定 : 15項目+トリハロメタン (1回/6ヶ月)
 - オ 雑用水水質検査 : 12項目 (1回/年、6/1~9/30)
 - カ 害虫防除 : 1回/週
 - オ 雑用水水質検査 : 3項目 (1回/週) pH値、臭気、外観
 - カ 害虫防除 : 2項目 (6回/年) 大腸菌、濁度
 - カ 害虫防除 : 1回/月
- (15) 大型映像設備表示面清掃
- 大型映像設備の表示面は、粉塵、排気ガス等による汚れにより視認性が低下し、精細な映像が得られなくなる恐れがあるため、清掃を実施する。
- ア 設備仕様
- ・製作：パナソニック ソリューションズ ジャパン(株)
 - ・表示部：発光素子：SMD 3 in 1型 高輝度フルカラーLED
 - 画面寸法：縦8.64m/横16.32m
 - 表示面積：約141m²
 - ・LEDモジュール：寸法：縦240mm/横480mm
 - 枚数：1,224枚
- イ 点検内容
- 年間1回実施する。

- (16) 情報処理設備
- 情報処理設備は、陸上競技場内各所で記録された競技測定データをPCネットワーク上で管理する重要な設備である。競技会開催中に当該機器に故障等が発生した場合、競技進行に重大な支障があるため、保守点検を実施し機器を良好な状態に保つものである。

- ア 機器仕様
- ・ネットワークサーバーシステム：1式
 - ・ネットワーク規格：トークンリング
 - ・サーバーPC：1台
 - ・クライアントPC：20台
- イ 点検内容
- 次の点検等を年間1回実施する。
- ・ハードディスククラスタ検査
 - ・ウイルス検査
 - ・ハードウェアリファレンス検査
 - ・OSアップデート検査 (Windows アップデート)
 - ・陸上競技大会運営システム (Athle32) のアップデート
 - ・ネットワーク動作検査

- (17) トレーニング機器
- トレーニングルーム内のトレーニング機器について、使用中のトラブルを防ぎ、利用者の安全を図るため、保守点検を実施し良好な状態に保つこと。

- ア 機器仕様
- ・有酸素系機器：5台
 - ・筋力トレーニング系機器：10台

有酸素系機器		筋力トレーニング系機器	
トレッドミル	2台	マルチプレスDF (胸等)	1台
アップライトバイク	3台	ラットプルダウン・ミッドロウDF (背等)	1台
		ペックフライ・リアデルトDF (胸等)	1台
		バイセップ・トライセップDF (上腕等)	1台
		レッグエクステンション・レッグカールDF (大腿等)	1台
		アダクション・アブダクションDF (大腿等)	1台
		ローバック・アブドミナルクランチDF (腹等)	1台
		アシストチン・ディップDF (上腕等)	1台
		レッグプレス・カーフエクステンションDF (大腿等)	1台
		ファンクショナルトレーナー	1台

イ 点検内容

- ・目視による日常点検：1回／日
- ・機器メーカーによる専門点検：1回／年

3 体育館関係

(1) 消防設備

消防法第17条及び第17条の3の3並びに消防法施行規則第31条の6の規定による保守点検を行うとともに、防火対象物点検報告制度に基づく点検業務を行う。

ア 機器仕様

- ・P型自動火災報知設備、非常用放送設備、誘導灯及び誘導標識、非常灯、防排煙設備、ガス漏れ警報設備、スプリンクラー設備、消火器、非常電源設備（自家発・直流電源盤）等

イ 点検内容

- ・年間2回（上期及び下期）の点検（下期は総合点検）を行う。
- ・防火対象物点検報告制度に基づく点検を行う。

(2) 非常用放送設備

体育館で使用している非常用放送設備の精密点検を実施する。

ア 機器仕様

- ・非常放送架：1式
- ・非常電源ユニット：1式
- ・スピーカー：124台 等

イ 点検内容

- ・非常放送設備の動作状態、内部状況の確認、絶縁抵抗測定、スピーカーの音圧測定、総合動作試験等を年間1回実施する。

(3) アリーナ音響設備

アリーナ音響設備は、体育館での競技大会等開催時のアナウンス、BGM等の放送を行う設備である。使用中に故障等のトラブルが発生すると競技大会等の進行に重大な支障があるため、機器を常に良好な状態に保つための精密点検及び障害発生時に備えたメンテナンスを実施する契約を専門業者と締結する。

ア 機器仕様

- ・音声調整卓：1式
- ・入力パッチ架：1式
- ・電力増幅架：1式
- ・アリーナスピーカー：39台

イ 点検内容

- ・アリーナ音響設備の拡声状態及び各機器の内部状況の確認、デジタルマルチプロセッサの設定内容の確認、総合動作試験等を年間1回実施する。

(4) 昇降機設備

建築基準法第8条（維持保全）に基づき、昇降機1台を常に良好な状態に保つため、保守点検を行う。

ア 機器仕様

- ・製作：フジテック㈱
- ・機種：インバータ制御ロープ式エレベーター
- ・定格積載質量／定員：1000kg／15人

イ 点検内容

建築基準法、昇降機の維持及び運行の管理に関する指針（平成5年6月30日住防発第17号）及び昇降機検査標準（JIS A4302）に定めるところにより、保守点検を行う。

ウ 遠隔監視

機器を24時間遠隔監視し、異常を検出した場合は、直ちに専門職員等を出動させ、対策を実施すること。また、かご内呼び出し電話の対応を、遠隔にて24時間実施し、呼び出しに対し、直ちに専門職員等を出動させ、対策を実施すること。

(5) 空調設備

空調設備の機器保全のため、吸収式冷温水発生装置、送風機、ガスヒートポンプエアコン、全熱交換器等の保守点検及び各機器のフィルター清掃を実施する。

ア 機器仕様

- ・吸収式冷温水発生装置：2式
- ・ファンコイルユニット：6台
- ・送風機：4台
- ・ガスヒートポンプ室外機：15台
- ・室内機：46台
- ・全熱交換器：15台 等

イ 点検内容

- ・年間2回（夏季シーズンイン及び冬季シーズンイン）各機器の動作確認及び内部点検、室内機のフィルター清掃を実施する。

(6) 給排水設備

給排水衛生器具保全のため、ポンプ類の定期保守点検を実施する。

ア 機器仕様

- ・上水加圧ポンプユニット：1式
- ・排水ポンプ：10台
- ・給湯循環ポンプ：2台

イ 点検内容

- ・各機器の動作確認及び絶縁抵抗測定、内部点検等を年間1回実施する。

(7) 建築物環境衛生管理

建築物における衛生的環境の確保に関する法律の規定により実施する。

ア 空気環境測定・・・6回/年

イ 貯水槽の清掃・・・1回/年

機器仕様

- ・受水槽寸法 : W1.5m×L2.0m×H1.5m : 1槽
- ・有効容量 : 4.5m³
- ・数量 : 2基

ウ 水質検査・・・・・・15項目＋トリハロメタン（1回/6ヶ月）
12項目（1回/年、6/1～9/30）

エ 残留塩素測定・・・・1回/週

オ 雑用水水質検査・・・3項目（1回/週）PH値、臭気、外観
2項目（6回/年）大腸菌、濁度

カ 害虫防除・・・・・・1回/月

(8) 昇降装置設備

メインアリーナに設置している防球仕切りネット及びサブアリーナ固定式バスケットゴールの昇降装置の機能保全のため、保守点検を実施する。

ア 機器仕様

① 防球仕切りネット（W46,200×H10,500）×3組

- ・製作：美津濃（株）

電動リモコン操作取外式

ウインチモーター：AC100V 0.2kW（3組）

② 固定式バスケットゴール×1組

- ・製作：美津濃（株）

電動リモコン操作折畳収納式

イ 点検内容

① 巻き取り機、ワイヤー、ガイドローラーの摩耗、破損、変形等の確認、電動機の絶縁測定、リモコンの正常作動の確認等を実施する。

② リング、バックボードの破損、変形、回転部の摩耗、油切れの状況確認及び接合部
・フレームのボルト、ナットの緩み、変形等の確認を行う。また、バックボードのコー
ートラインからの出寸法の調整を行う。

電動機の絶縁抵抗測定及びリモコンの正常作動の確認等を実施する。

第2 植栽管理業務仕様書

1 作業区域

作業名	対 象	業務内容	年間業務回数
植栽地管理	高木剪定 約 3,200本 低木・生垣剪定 約 18,000本	剪定 施肥 病虫害防除 灌水	適宜 適宜 適宜 適宜
広場芝生管理	スポーツの森ひろば等 17,723㎡ (津島遺跡復元エリアを除く。)	芝刈り 施肥 病虫害防除 除草	5回 2回 適宜 1回
園地管理	園地 83,265㎡	除草	1～2回
花壇管理	花壇 67㎡	植え替え 巡回管理・灌水	4回 適宜

2 業務実施にあたっての注意事項

(1) 樹木管理

ア 剪定

- ① 枯損木、枯損枝はすみやかに伐採、剪定し、撤去する。
- ② 高木については、公園利用上支障となる垂下枝、はみ出し枝等を除去するとともに、樹形等を勘案のうえ、樹木が健全に生育するよう徒長枝やからみ枝等の剪定を行う。
- ③ 低木については、公園利用に支障をきたす枝を適宜剪定し、事故防止に努める。
- ④ 作業中は、公園利用者に危険を及ぼすことのないよう安全対策を十分講じる。

イ 刈込剪定

- ① 独立樹は、本来の樹形を維持するよう、美観を配慮して刈り込む。
- ② 花木類の刈り込みは、花芽の分化時期及びつぼみ箇所を考慮して実施する。
- ③ 生垣ものは、一定の幅及び高さを維持するよう刈り込む。

ウ 施肥

肥料の種類及び量並びに堆肥の施用は、樹木の状態により適切に判断する。

エ 病虫害防除

- ① 病虫害防除については、早期発見に努めるとともに、被害が発生した場合においても、害虫の捕殺や被害を受けた部分の除去などの物理的な防除を優先し、原則薬剤は使用しない。やむを得ない場合のみ薬剤による防除を選択する。
- ② やむを得ず薬剤を使用する場合は、農薬取締法（昭和23年法律第82号その他関係法令及び農林水産省・環境省の「住宅地等における農薬使用について（平成25年4月26日消安第175号）」を遵守する。
- ③ 薬剤の散布時は必ず「農薬散布中」の看板を掲示するとともに、風、日照、降雨の気象状況を考慮し、周囲の状況を十分に把握し、飛散による利用者及び他の動植物に損害等を与えないよう細心の注意を払って行う。
- ④ 薬剤は、所定の種類及び規定の希釈倍率により使用し、薬害を生じないように十分注意する。

オ 灌水

干ばつ等により樹木の生育に必要な水分が不足した場合は、その状況に適した水量を灌水する。

カ 事前周知

薬剤を散布する場合や樹木剪定等により大きな音が出る作業を行う場合は、ホームページや看板等により、事前に作業内容を予告し、利用者及び周辺住民への周知を図る。

(2) 芝生地管理

ア 芝刈り

- ① 刈り込みは刈りむら、刈り残しのないよう均一に行う。
- ② 刈り込み葉は、清掃後所定の集積箇所まで運搬する。
- ③ 作業中は、機具の使用による事故防止等の安全管理に十分配慮する。

イ 施肥

生育状況をよく観察し、状況にあわせ有機肥料、化成肥料等を適宜施肥する。

ウ 病虫害防除

エ 除草

除草は、手抜きを原則とし、根から丁寧に抜き取る。なお、鎌等を用いて行う場合は、芝生や樹木を傷めないよう行うこととする。

(3) 園地管理

ア 除草

除草は、手抜きを原則とし、根から丁寧に抜き取る。なお、鎌等を用いて行う場合は、芝生や樹木を傷めないよう行うこととする。

(4) 花壇管理

ア 花壇植え替え

植え替え時期は、夏植えは6月、秋植えは9月、冬植えは12月、春植えは3月を標準とするが、生育状況や開花状況等を考慮し実施する。

イ 花壇植物材料

傷・腐れ・病虫害がなく、茎葉及び根系が健全なコンテナ品又は同等以上の品質を有するものとする。着花のあるものについては、その状態が良好なものとする。

ウ 花壇植栽

① 耕耘・地均しを実施した後、搬入した材料を均一に見栄えよく植え付ける。

② 植え痛みを防ぐために、長時間日光や風にあてないよう、苗は丁寧に取り扱い扱う。

エ 緑と水の道関係

ノジギク、シマカンギク等の菊が植栽してある花壇については、現状のまま菊の管理を行う。菊が枯死した場合は、記念植栽のプレートは廃棄せず、都市計画課へ相談する。

オ 巡回管理

巡回管理については、草花の健全な生育及び美観の維持を目的として定期的に巡回し、除草、花殻摘み、枯葉の切除やゴミの除去、植え直しなどを実施する。

(5) バラ管理

ア 剪定

① 夏季剪定は、花が終わったものから適宜剪定を行い、枝の約3分の1を目安として枝の状況や樹形を考慮して行う。

② 冬季剪定は、枝の約3分の2を目安とし、次年度の樹形を想定し行う。

イ 施肥

① 生育状況をよく観察し、状況にあわせ有機肥料、化成肥料等を適宜施肥する。

② 堆肥は元肥として施用することを基本とするが、必要に応じ追肥としても行う。

ウ 薬剤散布

薬剤については、上記、樹木管理の病虫害防除と同じ。

エ 除草

手抜きとし、バラを傷めないよう鎌等を用いて根から丁寧に抜き取ることを原則とする。

(6) 雑工

落葉堆肥作成

園内清掃により集積場に収集された落葉のうち、堆肥に適したカシ類等の一部を堆積し水や石灰等を散布、また必要に応じて攪拌し堆肥とする。

第3 清掃管理業務等仕様書

1 対象範囲

屋外清掃 約208,000㎡（喫煙所を含む）

屋内清掃 園内便所11棟、災害応急移動トイレ2棟

2 園地管理

(1) 屋外清掃

ア 塵芥、落ち葉、動物の糞、植栽地等から流出した土砂等の清掃を日常的に行い、公園の美化に努める。また、犬の糞は木くずとは混在させず、一般ごみとして処分する。

- イ カラー舗装、石貼舗装水洗は陸上競技場の前広場、バスケット練習場で行い、その他埃や雨水によりシミが生じやすい場所を水洗いする。
- ウ 池面は、浮遊する塵芥等を除去する。なお水面下にあるナイロン袋、その他ゴミは可能な範囲で除去する。
- エ 側溝清掃は、U字側溝の上・内部及びL型側溝に堆積した土砂や落ち葉を除去し、排水の支障とならないようにする。
- オ 野球場外周水路の清掃は水を排水し実施するが、その実施時期は周囲の樹木の落葉後とする。
- カ 喫煙所は、毎日灰皿を清掃する。併せて喫煙所内のゴミ、落ち葉等を除去するとともに、必要に応じて水洗いする
- 喫煙所は、毎日灰皿を清掃する。必要に応じ水洗いする。あわせて喫煙所内のゴミ、落ち葉等を除去する。
- (2) 屋内清掃
便所は、常に巡回し清潔に清掃する。

3 塵芥処理

- (1) 塵芥収集
収集は人力により行い、運搬は、軽トラックなどによる。
- (2) 塵芥分別
可燃物・不燃物等に分別し、弁当殻、生ゴミ等腐敗により悪臭を放つ恐れのあるものは袋詰めにするなど、公園利用者や周辺へ不快感を与えないよう配慮する。
ゴミ置き場は常に清潔に保つよう努める。
- (3) 塵芥処理（園外搬出）
搬出は1週間に1回を基本とするが、多量にゴミが発生する時期には、実態に応じて対応すること。
また、搬出時のトラックへの積み込み等においては、臭い、埃等に配慮し行うこと。

第4 運動施設管理業務仕様書

1 芝生等管理

(1) 管理基準

対 象	業務内容	業務回数の目安
陸上競技場 7,626㎡ 補助陸上競技場7,626㎡	芝生管理	週1回（大会前）
	施肥	月1回
	目土	年2回
	病虫害防除	適宜
	除草	年4回
	縁切り揃え	適宜
	灌水	適宜
	ウインターオーバーシート ※1	芝移行時
野球場 8,342㎡	芝生管理	月2回
	施肥	年3回
	病虫害防除	適宜
	除草	年3回
	灌水	適宜

※1）ウインターオーバーシートは陸上競技場のみを対象とする。

(2) 業務実施にあたっての注意事項

ア 芝生管理

- ① 陸上競技場フィールドについて、年間を通して常緑を保つこと。
- ② 刈り高は葉長の4分の3以下を基準とするが、芝生の生育状況、フィールドの利用状況を把握し決定する。
- ③ 刈り込みは刈りむら、刈り残しのないよう均一に行う。

- ④ 刈葉は、清掃後所定の集積箇所まで運搬する。
- ⑤ 作業中は、機具の使用による傷害防止等の安全管理に十分配慮する。

イ 施肥

芝生の生育状態により、種類、量、回数等を判断し、適切に実施する。

ウ 目土

- ① 所定量を均一に散布する。
- ② 部分的にくぼみによる不陸がある場合は、同時に整正を行う。
- ③ 目土材は原則既存のものと同一とするが、何らかの理由により材料の入手が困難な場合は、同等品以上の材料により実施する。

エ 病虫害防除

- ① 薬剤の使用については、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）等の農薬関連法規により取り扱う。
- ② 薬剤の散布時は、風、日照、降雨の気象状況を考慮し、周囲の状況を十分に把握し、飛散による利用者及び他の動植物に損害等を与えないよう細心の注意を払い、事前に看板等により作業時間・内容等を周知したうえで作業を行うこと。
- ③ 薬剤散布は、マスク、合羽、ゴム手袋の着用等安全な服装により行う。
- ④ 薬剤は、所定の種類及び規定の希釈倍率により使用し、薬害を生じないように十分注意する。

オ 除草

人力で除草を行う場合は、芝生を傷めないよう根から丁寧に抜き取ること。

カ 縁切り揃え

- ① 芝生の外縁よりはみ出したランナーは、状況を勘案のうえ適宜実施する。
- ② 実施にあたっては鋏等で切り、舗装材を傷つけないよう行う。

キ 灌水

日照、乾燥状況等を考慮し芝の生育に状況に適した灌水を実施する。

ク ウインターオーバーシード

- ① 冬芝への移行、維持などについて適切な管理を行う。
- ② 実施時期は施設の利用状況を勘案して決定し、養生期間の短縮に努めること。

2 陸上競技場

清掃作業は陸上競技場の機能の向上と保全及び美化に努めるよう行うこと

(1) スタンド清掃基準

作業エリア	作業箇所	作業内容	作業目安
メインスタンド 8,220席	折りたたみ椅子 椅子（背もたれ有） 椅子（背もたれ無） テーブル	・タオルによる拭き上げ ・テーブルの拭き上げ ・鳥の糞等、固形物の除去	年20回
	床 通路 階段	・ゴミ等の拾い掃き ・手摺りのタオルによる拭き上げ ・案内板（サイン）の拭き上げ ・排水口周辺のゴミの除去	年20回
北サイドスタン ド		・ゴミ等の拾い掃き	年18回
		・側溝（集水桝内を含む）清掃	年4回
南サイドスタン ド 1,160席	椅子（背もたれ有）	・タオルによる拭き上げ ・鳥の糞等、固形物の除去	年18回
	床・通路・階段	・ゴミ等の拾い掃き ・手摺りのタオルによる拭き上げ ・案内板（サイン）の拭き上げ	年18回
		・側溝（集水桝内を含む）清掃	年4回
	鉄骨スタンド下部	・ゴミ等の拾い掃き	年18回

バックスタンド 7,369席	椅子（背もたれ無）	・タオルによる拭き上げ ・鳥の糞等、固形物の除去	年18回
	床・通路・階段	・ゴミ等の拾い掃き ・手摺りのタオルによる拭き上げ ・案内板（サイン）の拭き上げ ・排水口周辺のゴミの除去	年18回

(2) フィールド清掃基準

ア フィールド・通路清掃（作業目安：月2回程度）

イン・アウトフィールドのウレタン舗装及び通路の塵芥及び落ち葉等の清掃を行う。
清掃はブロワー・スqueegee等を使用し実施するが、砂場周辺、障害物競争水槽部、芝生の境界部等の機械による清掃が困難な箇所については、人力による清掃を行う。

イ フィールド・通路清掃（水洗）（作業目安：月2回程度）

イン・アウトフィールド、通路等を棒たわし、箒等で丁寧に清掃し砂や樹木の花殻等を水で洗い流し清掃する。

ウ フィールド清掃（芝生地）（作業目安：大会前後）

芝生管理と同様に実施する。

エ 側溝清掃（作業目安：年4回程度）

外周側溝…側溝蓋を取り外し箒で清掃し、水洗する。（集水桝内の清掃を含む）
内周側溝等…水洗による清掃を行い、枯葉や砂等を洗い流し集水桝にたまったゴミを除去する。

(3) メインスタンド内、バックスタンド内清掃

ア 日常清掃

スタンド内廊下、事務室、トイレ、シャワー室等を日常的に清掃するとともに消耗品類の補充を行うこと。

イ 定期清掃

床面洗浄、カーペットクリーニング、ワックス掛け、床タイル洗浄、窓ガラス清掃を定期的 to 実施すること。

(4) トレーニングルーム清掃

ア 日常清掃

トレーニングルーム内を日常的に清掃すること。

イ 定期清掃

床面洗浄、カーペットクリーニング、ワックス掛け、床タイル洗浄を定期的 to 実施すること。

(5) 雑工

投てき場等のアンツーカー部については必要に応じてニガリ散布を行うこと。（適宜）

3 体育館

(1) 日常清掃

メインアリーナ、サブアリーナ、廊下、階段、事務室、トイレ、シャワー室等を日常的に清掃するとともに消耗品類の補充を行うこと。

(2) 定期清掃

床面洗浄、カーペットクリーニング、ワックス掛け、床タイル洗浄、窓ガラス清掃、雨どい清掃等を定期的 to 実施すること。

4 補助陸上競技場

(1) フィールド清掃基準

陸上競技場に準じ、実施すること。

(2) スタンド清掃

スタンドのゴミや落ち葉等の清掃を定期的に行う。

(3) 建物・樋・屋根清掃

落ち葉の状況等の状況により実施する。

(4) トイレ清掃

トイレは、常に巡回・清掃を行い清潔に保つこと。

- (5) 雑工
陸上競技場の雑工に準ずる。

5 野球場管理

- (1) フィールド整備
春から秋にかけての使用により表面に不陸を生じ、競技に支障をきたすことから、毎年オフシーズンに次の整備を行うこと。
 - ア ニガリ散布
ニガリ散布は、使用状況を勘案のうえ散布量及び時期を定め、実施する。
 - イ 不陸修正
レベルを測定し、測定結果による不陸修正（耕運・土の補充・転圧等）を行う。
 - ウ 混合土・砂散布
混合土・砂等の散布時期についてはグラウンドの使用状況を勘案のうえ行う。
- (2) 清掃・除草
 - ア 玄関、廊下、事務室、観客席内及び観客席外周並びにダッグアウトの塵芥清掃・除草を定期的に行う。
 - イ また、役員室周辺及び観客席外周の側溝内の土砂除去を堆積状況及び施設の使用状況を勘案のうえ適宜行う。

6 庭球場管理

- (1) 北コート整備
 - ア 芝スタンド整備
芝刈り、施肥を定期的 to 実施すること。
 - イ コート整備
テニス利用に支障のないよう塵芥清掃、コート整備を実施すること。
- (2) 南コート整備
テニス利用に支障のないよう塵芥清掃、コート整備を実施すること。
- (3) テニスハウス、北テニスコート管理室清掃
 - ア 日常清掃
廊下、階段、事務室、トイレ、シャワー室等を日常的に清掃するとともに消耗品類の補充を行うこと。
 - イ 定期清掃
床面洗浄、ワックス掛け、床タイル洗浄、窓ガラス清掃等を定期的 to 実施すること。

7 水泳場公開準備

水泳場管理は水泳場の公開に先立ち、施設の安全点検作業、開場準備作業、公開中管理、公開後の片づけまでの作業を実施すること。

- (1) 園地
除草（人力）、清掃、草刈り、樹木剪定、除草剤散布、病虫害防除、安全点検を適切 to 実施する。
- (2) 施設
 - ア 清掃
清掃作業は、水泳場の利用における安全及び衛生の確保について、最善の配慮をもっ to 実施する。通路等の清掃作業は原則箒により実施するものとするが、状況により一部水洗いを実施する。その他は、園地清掃に準じる。
室内清掃作業は、箒、はたき、デッキブラシ等により実施するものとする。
 - イ 各室消毒
消毒は開場までに1回行う。
 - ウ プール水洗清掃
水洗清掃は、高圧洗浄機により行うものとし、塗装の剥離を生じないよう圧力の調整に留意する。また、洗浄は、プールの底面、壁面、縁面等を入念に行う。
 - エ その他
看板、カーテン取付け、マット敷き及び倉庫整理等の作業を実施する。安全点検を実施する。

8 災害応急移動トイレの管理

(1) 運用方法

一般開放はせず、ファジアーノ岡山公式戦及びおかやまマラソン開催時に限り、必要に応じて開放することとし、その他大型スポーツイベント開催時に使用する場合は、あらかじめ岡山県知事の承認を受けなければならない。ただし、被災地へ移送した場合を除く。

(2) イベント主催者への指導

次の内容について、イベント主催者へ指導する。

ア 利用にあたり、人為的な損害が生じた場合には、利用したイベント主催者において必要な修繕を行う。

イ 不適切な利用により利用者が受けた不利益、利用者間のトラブル等については、イベント主催者において解決する。

ウ ファジアーノ岡山公式戦においては有料エリア内、おかやまマラソンにおいてはランナーエリアで利用し、一般利用者が立ち入れないよう管理する。

エ 主催者から適切な利用を呼びかける。

オ 利用状態が好ましくない場合は、開放を中止する。

カ 災害発生時には災害用での利用が優先されるため、イベント開催時に公園内トイレのみでは不足する場合には、必要に応じ主催者側で対応する。

9 その他施設

グラウンドクラブ、弓道場の日常清掃、定期清掃を実施すること。

第5 駐車場管理業務仕様書

1 駐車場の概要

(1) 駐車場の配置・・・別紙のとおり

(2) 一般駐車場

【駐車台数】

駐車場名	普通車枠	大型車枠	障害者枠	計
第1駐車場	251台	3台	4台	258台
第2駐車場	126台	0台	4台	130台
第3駐車場	87台	12台	8台	107台
計	464台	15台	16台	495台

【駐車料金】

区分	料金の額	備考
普通車	30分を超え1時間ごと 100円	車体の高さが2.5m未満のもの
大型車	1回につき 650円	車体の高さが2.5m以上のもの

(3) 関係者駐車場

【駐車台数・駐車料金】

駐車場名	駐車可能台数	大型車駐車	駐車料金／1日
自由広場西 A	122台	可	39,600円
自由広場東 B	80台	可	普通車200円 大型車650円
自由広場南 C	80台	不可	
武道館周辺園路 D	60台	可	
野球場北園路 E	40台	可	
ボート池東園路 F	60台	不可	
野球場東 G	14台	不可	
水泳場東 H	50台	可	
計	506台		

※Aについては、駐車台数に応じてその全部又は一部を関係者駐車場として使用するものとし、一部使用の場合の駐車料金は、上記の額を使用割合により按分した額とする。また、利用者が多い日に関係者が使用しない場合（一部使用の場合を含む）は、一般臨時駐車場として開放する。

(4) 供用日・供用時間

ア 供用日 1月4日から12月28日

イ 供用時間 入場の場合 午前5時30分から午後9時まで。
出場の場合 終日。ただし、公園施設利用終了時まで。

2 都市公園条例に関する業務

有料公園施設（有料駐車場）の供用に当たり、都市公園条例に基づき必要な手続きを実施すること

(1) 利用料金の額の変更

岡山県立都市公園条例に定める範囲内において、指定管理者が変更できる。変更を行う場合には、あらかじめ当該利用料金について岡山県知事の承認を受けなければならない。

(2) 減免基準の作成

指定管理者は、減免基準を定め、岡山県知事の承認を受けなければ、減免を行うことができない。

(3) 申請書等の様式

指定管理者は、申請書等（駐車券、関係者駐車場利用券、プリペイドカード）の様式を定める場合、あらかじめ岡山県知事の承認を受けなければならない。

(4) 供用日・供用時間の臨時変更

指定管理者は、供用日、供用時間を臨時に変更する場合、あらかじめ岡山県知事の承認を受けなければならない。

3 管理に関する業務

指定管理者は、駐車場の円滑な運営、車両の保管、公園内歩行者や自転車の安全を確保するために、次の業務を行う。

(1) 駐車場の供用に関すること

- ア 車両の入出庫の管理（障害者車両の誘導及び対応を含む）、保管、駐車場内での事件、事故防止のための警備
 - イ 駐車場内の巡視及び条例、規則違反、苦情等に対する指導及び対応
 - ウ 混雑時の車両の整理誘導及び対応
 - エ 利用者の両替対応
 - オ 適正な施設の使用の啓発
 - カ 関係者駐車場の利用調整（関係者駐車場利用券の発行等関連業務）
 - キ 減免基準にもとづく減免処理
 - ク 定期駐車を取りまとめ、定期駐車券の発行・管理
 - ケ 駐車機器調整業務（駐車台数と機械の表示にズレが生じるため、毎日午後 9 時以降、駐車台数を調査、機械の入庫車数を調整する業務）
- (2) 駐車場の維持管理に関すること
- ア 駐車場の施設及び設備の保全・管理・点検並びに修繕（大規模修繕を除く。）
 - イ 駐車場の消耗品等の調達、取替補充及び処分
 - ウ 駐車場設備故障時の対応
 - エ 料金精算機の釣銭補充
- (3) 関係者駐車場の利用調整
- 大会関係者が確実に駐車できるよう関係者駐車場を用意しているが、同じ日に複数の大会が開催される場合、利用者間の調整を行う。
- ア 駐車できる車両
 - ① 大会運営者（大会係員、審判、監督、報道、来賓等）の車及び選手の送迎バス
 - ② 障害者の方など特別な配慮が必要な者を送迎する車両
 - イ 利用調整の手続き
 - ① 利用日の 10 日前までに、駐車希望場所・駐車台数の希望調査
 - ② 駐車場の割り振りを行い、パスカードと利用案内を交付する。
 - ウ 注意事項

駐車場係の配置、運転者への関係者駐車場利用券の事前配布、駐車方法の事前説明、園内徐行、駐車場所の厳守など利用条件を守ることができる団体にのみ許可を行う。
- (4) 一般駐車場使用料の減免業務
- 次の者について、当日に限り使用料を免除する。

項 目	事務手続き
身体障害者、知的障害者、精神障害者、戦傷病者及び難病患者等本人又はその介護者が駐車するとき	各施設（陸上競技場、補助陸上競技場、体育館、テニスハウス、野球場、武道館）の受付で手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳）又は受給者証（特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療費受給者証、特定疾患医療受給者証）の提示を求め、駐車券を認証機で減免処理。
岡山県の公用車を運転する者が駐車するとき	各施設の受付で減免申請書（所属、氏名、目的、期間）の記入を求め、駐車券を認証機で減免処理。
駐車場を利用しない搬入・搬出トラックが駐車場を通過するとき	搬入を行う施設の受付で減免申請書（所属、氏名、目的、期間）の記入を求め、駐車券を認証機で減免処理。 ※関係者駐車場に駐車する場合は対象外。
指定管理者発注の委託及び工事に関し、定期駐車券の発行を受けていない車両が駐車するとき	委託・工事発注担当者を通じ、減免申請書（所属、氏名、目的、期間）の提出を受け、認証機で減免処理を行う。

【夜間の対応】

利用者が駐車機器（自動精算機）のインターホンでコールセンターを呼び出し、カメラ

に障害者手帳等を提示すれば、遠隔操作でゲートを開ける。

(5) 警備員の配置

周辺道路の渋滞防止、園内の歩行者・自転車の交通安全、出庫補助のため、警備員を配置する。土日祝日、平日に関わらず、利用状況（イベント開催状況、規模、参加人数等）に応じて適宜適切な人数を配置する。

4 駐車場運営管理業務の委託内容

(1) 委託業者 指定管理者において選定する。

(2) 業務体制

業務内容	頻 度
駐車券等消耗品や釣銭の補充・料金の回収	週 3 回
機器の定期メンテナンス	3 か月に 1 回
機器の故障等トラブル対応	保守会社が、15分以内に現着する体制

(3) 機器・設備 指定管理者において選定するが、現在の構成は次のとおり。

○サポートセンター用通信装置 4 式			
○駐車場管制装置 1 式			
明 細	駐車場精算機	GT4700	4 台
	駐車券発券機	GT2800	3 台
	カーゲート	GT1500	7 台
	光電感知機（バス検知器）		3 台
	ループ感知器	DN720N	7 台
	入口表示灯	両面LED定置式	2 台
	入口表示灯	片面LED自立式	1 台
	入口表示灯	内照式	2 台
	出庫注意灯		1 台
	磁気カード書込み機	TF-3900	1 台
	割引認証機	AR-100	11 台
	保護屋根		7 台
	車両検知器		2 台
	特注満空表示板		2 台

5 保険への加入

駐車自動車及び駐車場施設の事故時の対応のため、次の保険に加入するとともに、当該保険の内容について岡山県に報告しなければならない。

(1) 施設賠償責任保険

管理する施設・設備自体の構造上の欠陥や管理の不備、不注意によって発生した人身事故又は財物事故により、法律上責任を負った場合に、その損害をてん補するもの。

6 駐車場の会計に関すること

(1) 駐車券の発券をもって利用を許可し、利用料金の精算は全自動精算機で行う。

(2) 利用料金を回収し、金融機関等へ預け入れる等して確実な保管を行う。

(3) 他の指定管理業務とは、区分して会計を行う。

7 管理運営費の負担及び県への納入額

(1) 駐車場の管理にかかる管理運営費のうち、次表の経費については、利用料金を充てることとし、指定管理者が負担するものとする。

区 分	詳 細 内 容
管理委託費	駐車場運営管理業務委託費
警備委託費	駐車場に係る警備委託費
人件費	駐車場管理に係る人件費
光熱費	駐車場有料化に係る設備、機器で使用する電気代等
消耗品費等	駐車場管理に係る消耗品費等
その他	公課費、手数料等

- (2) 指定管理者は、毎会計年度終了後、利用料金収入額から管理経費を差し引いた額（決算剰余金）を県に納入するものとする。

8 事業報告

指定管理者は、駐車場の管理に係る報告書を作成し、県に提出すること。

- (1) 月次報告（翌月 20 日まで）
 - ア 駐車場の利用状況
 - イ 利用料金の収入及び減免の状況
- (2) 年度末報告（年度末終了後 1 か月以内）
 - ア 管理業務の実施状況
 - イ 駐車場の利用状況
 - ウ 利用料金の収入及び減免の状況
 - エ 管理経費等の収支状況
 - オ 許可及び不許可処分の状況
 - カ その他管理に関し県が必要と認める事項
- (3) 至急に報告すべきもの
 - ア 駐車場における事故・事件等の状況
 - イ 駐車場に関する苦情の状況

9 協議

指定管理者は、本業務仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の実施に当たり、疑義が生じた場合には、県と協議するものとする。

10 その他

指定管理者は、管理業務を開始する日までに、各駐車場の「管理規程」を定めること。また、駐車場法に基づき所管官庁への届出をおこなうこと。

第3駐車場
普通車枠 95台 (8台)
バス枠 12台

第1駐車場

普通車枠 255台 (4台)
バス枠 3台

第2駐車場
普通車枠 130台 (4台)

名称	バスカード上限	入出庫ルート
自由広場西 A	普通車122台 バス要相談	入庫：第2駐車場ゲート 出庫：第2駐車場ゲート 補助陸南ゲート
自由広場東 B	普通車80台 バス要相談	
自由広場南 C	普通車80台 バス要相談	
武道館周辺園路 D	普通車60台 バス要相談	入庫：第1駐車場ゲート 出庫：第1駐車場ゲート
野球場北園路 E	普通車40台 バス要相談	
ホート池東園路 F	普通車60台	
野球場東 G	普通車14台	入庫：第3駐車場ゲート 出庫：第3駐車場ゲート
水泳場東 H	普通車50台 バス要相談	

